

日光市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年6月22日

日光市監査委員 柴田 明

日光市監査委員 佐藤 裕子

日光市監査委員 川村 寿利

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 1 監査の対象 | 並木保育園・原町みどり保育園・せせらぎ保育園・しばやま保育園 |
| 2 監査の期間 | 令和5年4月7日～令和5年4月20日 |
| 3 監査の結果 | 別紙のとおり |

令和5年度 定例監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

並木保育園、せせらぎ保育園、原町みどり保育園、しばやま保育園

4 監査の期間

令和5年4月7日～令和5年4月20日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

(1) 令和4年度事務事業について、令和5年2月末日現在で実施した。

(2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は園長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。また、現金の保管状況の調査と施設等の状況を調査した。

7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

(2) 指摘事項

ア 修繕の見積徴収にかかる一連の手続について、見積通知書を発送していないもの、仕様書が作成されていないものなど、事務が適正に行われていないものがあった。（並木保育園・原町みどり保育園・しばやま保育園）

イ 請書の契約金額に誤りがあった。（しばやま保育園）

ウ 会計年度任用職員の週休日の振替等について、規則によらない運用をしているものがあった。（原町みどり保育園・せせらぎ保育園・しばやま保育園）

エ 職務に専念する義務の免除について、条例の規定によらない理由により取得しているものがあった。（並木保育園・せせらぎ保育園）

8 意見及び要望

- (1) 給食費、延長保育料等の現金を取り扱っているが、紛失等の事故防止のためにも、引き続き二重チェックを励行されたい。また、事故防止に加え、職員の事務負担軽減の観点からも、保育現場での現金の取扱いを減らす方策について、今後、研究されたい。
- (2) 少額の修繕業務などを保育園職員が行っているが、財務事務、契約事務に対する理解の不足等により適正に事務が行われていないものが散見された。これらの業務は、保育現場を預かる職員にとっては負担が大きいものと思われることから、保育課によるサポートが必要と考える。相談・支援体制の構築やマニュアルの作成など検討されたい。
- (3) 全庁的に業務のデジタル化が推進されている中、保育園において貸与パソコンの台数不足や保育業務の関係からパソコンの使用が一定の時間帯に限られてしまうことなど保育園業務のデジタル化を阻害する要因が確認された。しかしながら、行政のデジタル化については、保育園においても例外なく進めていかなければならない事項であることから、阻害要因の解消に努めるとともに、保育園の統廃合を契機とした保育園業務のデジタル化について、速やかに検討されたい。